

第3節 高齢者の権利擁護と虐待等への対応

- 高齢者の権利擁護について、都民や区市町村に適切な情報提供を行い、普及啓発を図るとともに、成年後見制度などに取り組む区市町村を支援します。
- 高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に向け、区市町村、介護サービス事業者等における人材育成に努めます。
- 高齢者の消費者被害を防止するための区市町村の仕組みづくりを推進します。

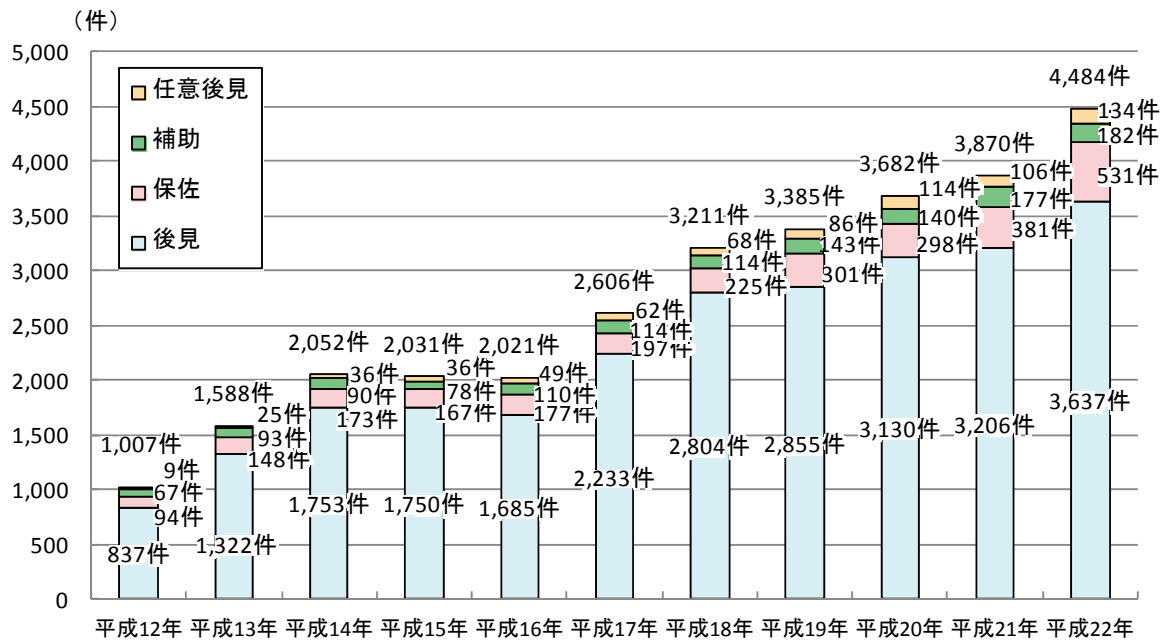
1 高齢者の権利擁護

【現状と課題】

- 平成12年4月の介護保険制度の開始に併せて、従来の民法における禁治産者・準禁治産者制度を改め、より使いやすい制度とした成年後見制度が施行されました。これまで、東京都では、判断能力が十分でない人などが安心して地域で生活できるようにするため、福祉サービスの利用に係る相談、権利を擁護する取組などを行う区市町村等への支援を進めるとともに、成年後見制度の活用を進めるために、区市町村職員向け手引書の作成等に取り組んできました。
- 権利擁護に係る取組は、地域で対応する体制が進んできました。成年後見制度については、制度開始以降、利用件数は着実に伸びていますが、今後、認知症高齢者等の制度の利用を必要とする人が増加することなどから、より一層の取組が必要です。
- 東京都では、平成17年度から後見人等候補者の養成事業を行っていますが、平成23年には老人福祉法の改正により、区市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努め、都道府県は、区市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めることとされました。

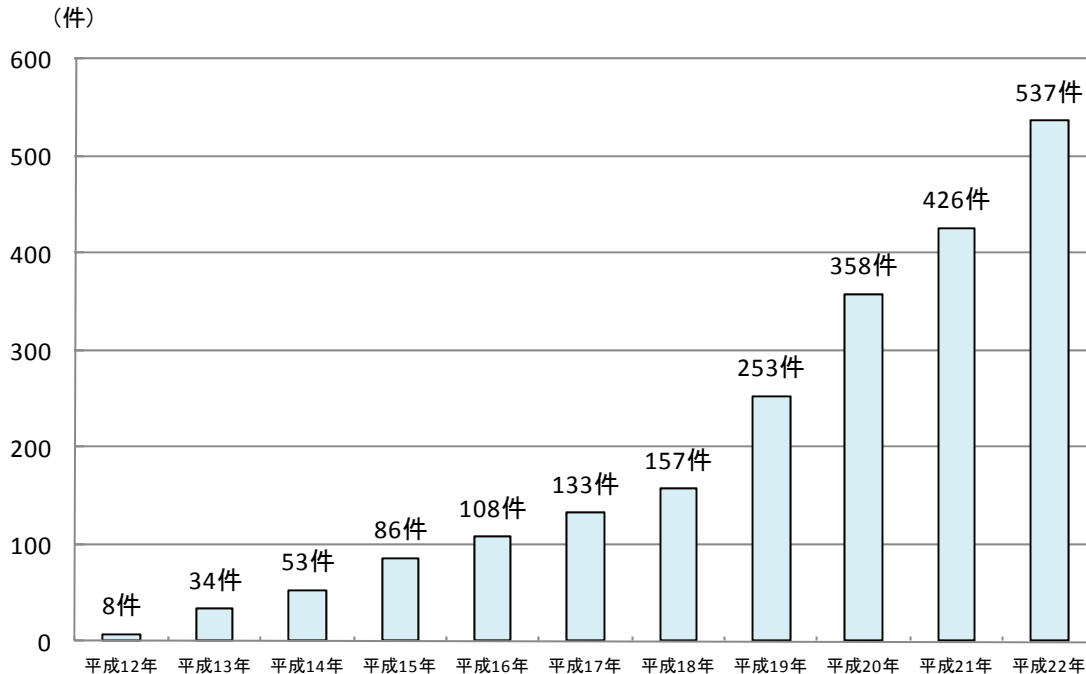
＜成年後見制度の申立実績の推移〔平成12年～平成22年〕＞

①申立実績〔東京都〕



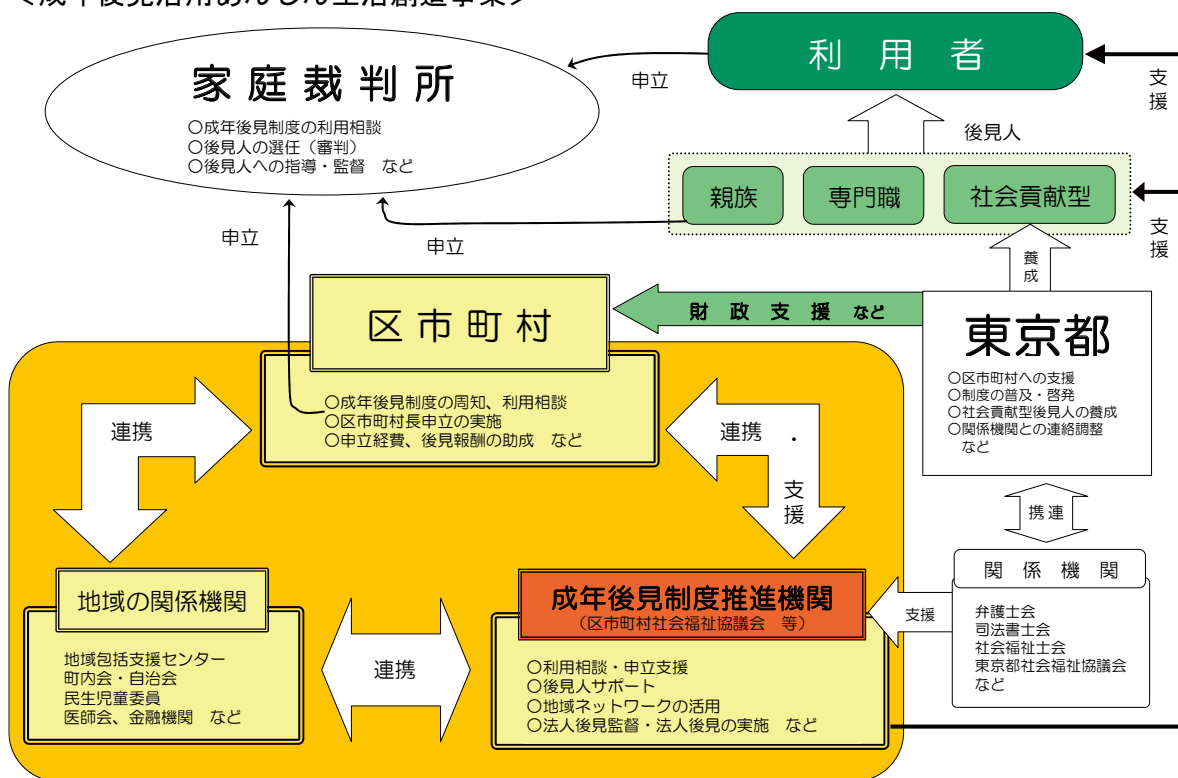
資料：東京家庭裁判所統計資料に基づき東京都福祉保健局生活福祉部作成

②区市町村長申立〔東京都〕



資料：東京都福祉保健局生活福祉部作成

<成年後見活用あんしん生活創造事業>



資料：東京都福祉保健局生活福祉部作成

【施策の方向】

- 成年後見制度の利用が必要な人等に対して、適切な情報提供を行うとともに、区市町村長申立等を利用して、成年後見制度へ結び付けます。また、区市町村と協力して、市民後見人の育成及び活用に取り組みます。
- 成年後見制度について周知し、都民の理解を促進するとともに、成年後見制度の活用促進のための取組を行う区市町村への支援を行います。
- 費用負担能力や身寄りのない人でも制度を活用できるようセーフティネットの仕組みを作ります。

【主な施策】

・ 高齢者権利擁護推進事業〔福祉保健局〕

区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。

・ 日常生活自立支援事業〔福祉保健局〕

認知症高齢者等の判断能力が十分とは言えない人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用に当たって必要な手続、日常的な金銭管理などについての支援を行

います。なお、本事業は本人との契約により実施されるため、内容を理解し、契約を締結することができる程度の判断能力のある人を対象とします。

・ **福祉サービス総合支援事業〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕**

住民に身近な区市町村が行う、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力が十分とは言えない人の権利擁護相談などの福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施するための体制整備を支援します。

・ **苦情対応事業〔福祉保健局〕**

利用者に身近な地域において実施される福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、利用者が安心して自ら福祉サービスを選択し利用することができるよう、福祉サービスの利用に際しての相談や苦情に適切に対応できる仕組みを整備します。

・ **成年後見活用あんしん生活創造事業〔福祉保健局〕**

成年後見制度の積極的な活用を図るため、区市町村が行う成年後見制度推進機関の運営などの取組を支援するとともに、制度の普及啓発、研修の実施、後見人等候補者の養成などを実施します。

2 高齢者虐待への対応

【現状と課題】

- 高齢者虐待は、家族等の介護疲れなどに起因するストレスの増大、高齢者の認知症による言動の混乱、家庭内における精神的・経済的な依存関係等のバランスの崩れなど、様々な要因が重なり合って発生します。
- 都市部における高齢者虐待の発生要因としては、近隣との付き合いが少なく家族が問題を抱え込みやすい傾向にあること、家族の規模が小さくなることにより人間関係が閉塞化し負担が集中しやすいことなどが挙げられます。
- 平成18年4月に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されました。この法律においては、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、区市町村に通報することが定められています。
- 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、平成21年度と平成22年度とを比較すると1割以上の伸びで増加しています（第2部第1章第3節21ページ参照）。
- なお、その相談・通報者の5割弱を「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が占めています。

<養護者による高齢者虐待についての相談・通報者（複数回答）>

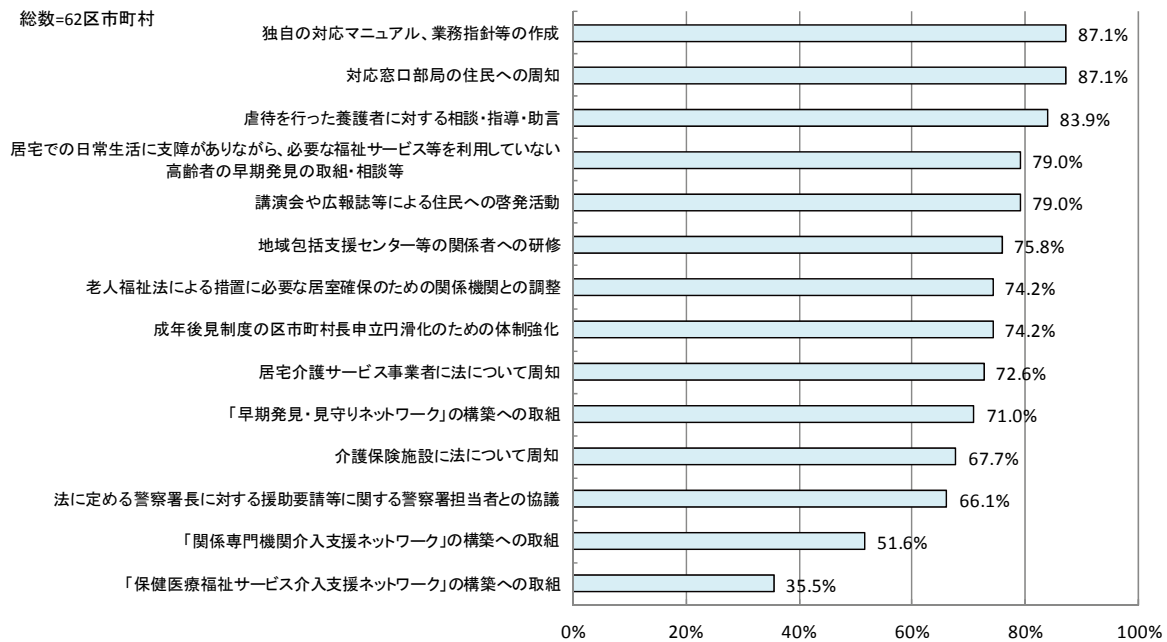
	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合計
人数	1,189人	174人	101人	267人	348人	63人	225人	54人	324人	11人	2,756人
構成割合	45.3%	6.6%	3.9%	10.2%	13.3%	2.4%	8.6%	2.1%	12.4%	0.4%	—

（注）構成割合は、虐待相談・通報件数である2,622件に対するもの。

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（平成22年度）

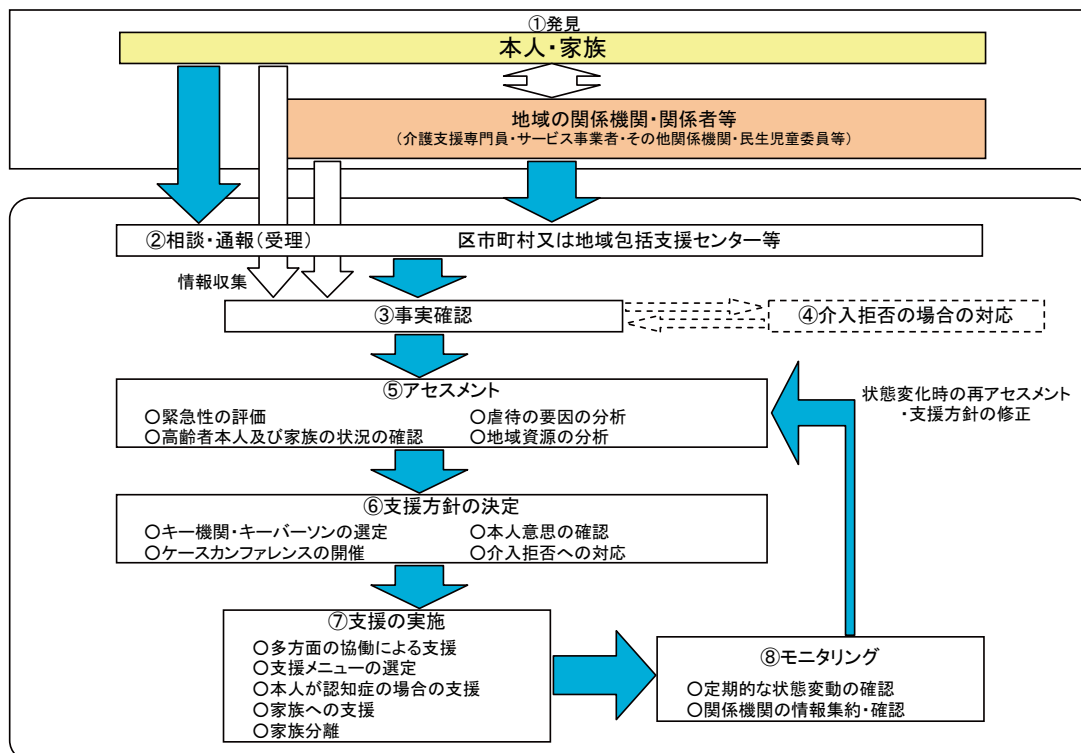
- 多くの区市町村では、養護者による高齢者虐待の対応窓口は地域包括支援センターが担っています。通報受理後の対応方法や虐待防止のための体制づくりについては、専門機能を持つ他の関係機関（介護事業者、医療機関、警察、弁護士等）とのネットワークの構築が必要ですが、地域により差が生じています。

＜区市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等に関する状況＞



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」（平成22年度）

＜養護者による高齢者虐待事例対応の基本的な流れ＞



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

○ また、家族等による虐待のほか、介護保険施設、居宅介護サービスなど入所、訪問、通所の利用形態を問わず、高齢者の生活を支えるサービスに従事する介護職員等による

虐待も増加傾向にあり、問題になっています。

- 介護保険施設等は、介護が必要な高齢者に対し、専門職が業務としてサービスを提供する施設です。そこでの虐待はあってはならないもので、虐待が疑われる場合には、区市町村による迅速・適切な事実確認が求められます。

【施策の方向】

- 高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に向け、区市町村、介護サービス事業者等における人材の育成に努めます。
- 高齢者虐待対応の窓口である区市町村を支援するため、専門職による相談・支援体制を構築し、普及します。

【主な施策】

- ・ 長寿社会総合対策（実態把握活動・保護活動・取締りの推進）〔警視庁〕

関係機関との連携、高齢者からの相談などから虐待の実態を把握し、関係機関と連携して、保護を要する高齢者の早期保護と虐待事案の取締りを推進します。

- ・ 高齢者権利擁護推進事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。

- ・ 地域包括支援センター職員研修事業〈再掲〉〔福祉保健局〕

地域包括支援センターに配置される職員に対して、地域包括支援センターの意義、他の専門職との連携等の業務について理解し、業務を行う上で必要な知識及び技術の習得・向上を図るための研修を行います。

- ・ 高齢者虐待防止対策事業〔高齢社会対策区市町村包括補助事業〕〔福祉保健局〕

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく、虐待の防止と養護者への支援を実施するための体制整備、啓発活動など区市町村が独自で行う取組を支援します。

3 悪質商法等による消費者被害対策

【現状と課題】

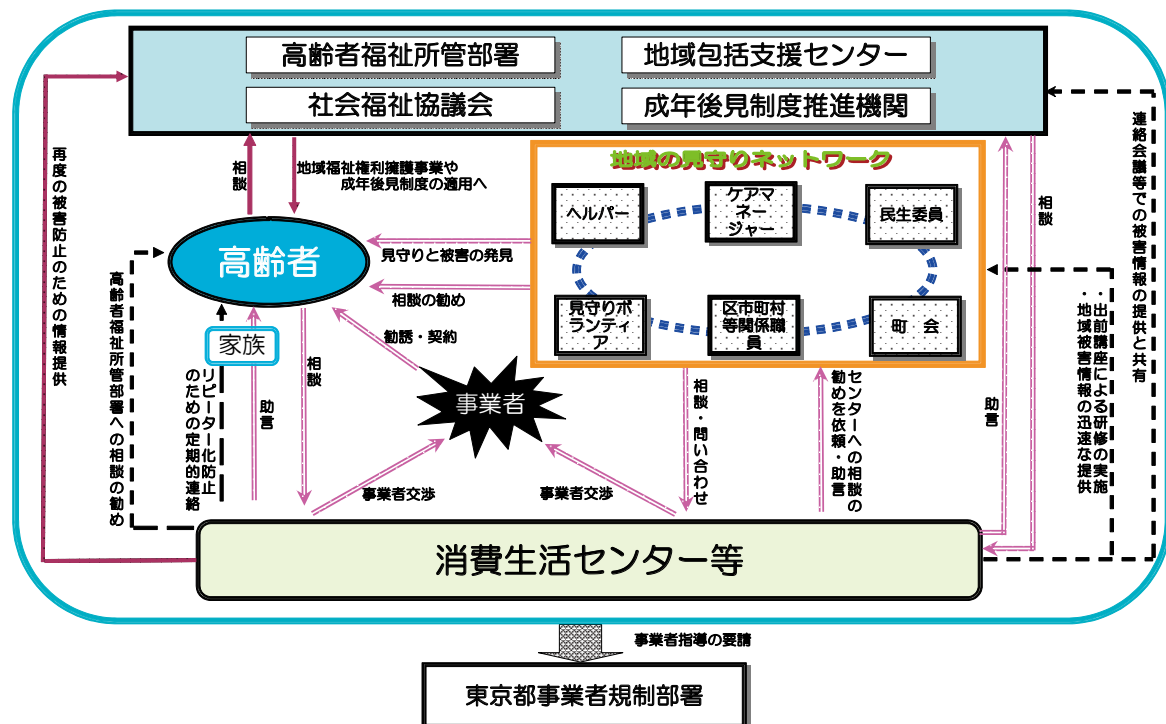
- 近年、都内の刑法犯認知件数及び知能犯認知件数は減少しています。振り込め詐欺の認知件数について見ると、平成20年まで毎年増加し3,718件となりましたが、平成21年に1,344件まで一旦減少し、平成22年には1,771件と再び増加しています。また、平成23年1月から9月までの振り込め詐欺の認知件数は1,149件、被害額は25億円超で、平成22年の同時期よりも100件程度少なくなっていますが、被害額は約4億円増加しています¹⁵。
- 高齢者の消費者被害の救済・未然防止・拡大防止のための取組については、区市町村や関係機関との連携が必要です。東京都は、具体的対策として高齢者の消費者被害防止のための仕組みづくりの推進や、情報提供（介護事業者等への出前講座など）を実施しています。
- 高齢者の消費者被害防止のための仕組みづくりについては、各区市町村において取組が進み、平成21年度までに都内ほぼ全域に見守りネットワークが構築されました。

【施策の方向】

- 高齢者の消費者被害防止については、各地域の見守りの仕組みを有効に生かして、東京都の消費生活部門、高齢者福祉部門及び民生児童委員関係部門が連携を保ち、介護事業者等の関係機関に必要な応じて情報提供するなどの支援を行っていきます。
- 今後とも、高齢者はもとより、家族、介護事業者、地域住民等高齢者を取り巻く人々の注意も喚起しつつ、トラブルの予防・早期発見を目指します。

¹⁵ 東京都青少年・治安対策本部総合対策部調べ

<地域における消費者被害防止の仕組み（イメージ図）>



資料：東京都生活文化局「高齢者の消費者被害防止のための地域におけるしくみづくりガイドライン」（平成19年3月）

【主な施策】

・高齢者の消費者被害防止のための地域におけるしくみづくりの推進〔生活文化局〕

消費生活部門と高齢者福祉部門との連携など仕組みづくりに必要な要件、先進的取組等を紹介したガイドラインを改訂し、また、民生児童委員、介護事業者等高齢者を見守る人向けに高齢者の消費者被害防止に役立つ情報を掲載したリーフレットを作成し、配布しています。

・高齢者被害防止キャンペーン〔生活文化局〕

毎年9月を「高齢者被害防止キャンペーン月間」とし、ポスター、リーフレット、ステッカー等による啓発活動や、公共交通機関で車内広告を実施しています。また、期間中に「高齢者被害特別相談（3日間）」も実施しています。

・介護事業者への出前講座〔生活文化局〕

高齢者の身近な存在である訪問介護員（ホームヘルパー）、介護支援専門員、民生児童委員等を対象に、悪質商法の特徴、被害発見のポイント、被害発見時の対応などについて出前講座を行っています。

・高齢者被害に係る相談体制の強化〔生活文化局〕

相談員の専門グループにより高齢者の相談を集中して受け付けるとともに、高齢者専

用の相談窓口「高齢者被害 110 番」、高齢者の身近にいる訪問介護員（ホームヘルパー）等が地域の高齢者被害について通報や問い合わせをするための専用電話「高齢消費者見守りホットライン」を開設しています。

・ **長寿社会総合対策（高齢者保護の推進）〔警視庁〕**

防犯講習会、防犯座談会、高齢者宅の防犯診断といった防犯活動の実施や、防犯対策等を要する高齢者等に対する保護活動の推進、各種犯罪の取締活動の推進をしています。

・ **長寿社会総合対策（実態把握活動・広報啓発活動の推進）〔警視庁〕**

各種警察活動を通じた実態把握や、関係機関との連携による高齢者の実態把握を行っています。また、ポスター等広報資料を作成・配布するほか、高齢者が被害者となりやすい犯罪・防犯対策に関する情報を、各メディアを活用して提供しています。